

令和6年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸
8番 加藤 重利

4. 欠席委員
農業委員1名
8番 坂本 弘志

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第53号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第7 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について
- 第8 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会議の進行を会長の職務代理者であります、坂元副会長よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和6年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は7名が出席です。

なお、欠席の8番坂本弘志委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これから議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番橋口昌央委員、2番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日10月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、10月の業務報告について、でございます。

8日に「独立行政法人農業者年金基金による考査指導」ということで、国の方から3名来られまして、農業者年金に関する事務について、それぞれ検査と申しますか、そういう事務の状況を確認を行いました。

10日に「不動産評価委員会」が開催されております。

11日に「農地買入協議（特例事業）」を行っております。

15日に「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

21日に「宮崎県農業委員・農地利用最適化推進委員の全体研修会」が宮崎市で開催されております。

23日に「女性農業委員会会長、会長職務代理者研修会」がWebで行われております。坂元副会長に出席していただいております。

10月の総会関係になりますが、22日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

なお、本日の総会終了後には、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されます。

更にその後になりますけど、飲酒運転撲滅等に関する研修を行いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、11月の業務計画でございます。

7日に「農地関係制度に関する説明会」がWebで開催されます。

12日に「西都児湯管内農業委員会委員研修会」が開催されます。これは全員出席となりますので、よろしく願いいたします。

14日に「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」が開催されます。

18、19日で「非農地判断に伴う現地調査」を行いますので、よろしく願いしたいと思います。

日程につきましては、2ページの下の方に記載をしておりますが、案件の件数等につきましては、それまでに精査をしたいと思っております。

20日から21日まで「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」が佐賀市で開催されます。

24日に「みやざき就農応援相談会2024」が開催され、加藤推進委員に行ってください予定となっております。

11月の総会関係になりますけども、21日に現地調査、28日が総会の予定となっております。よろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画は以上です。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

9月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条、〇〇〇〇さんの貸家敷地の件は、10月8日付で許可となっております。

農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅建築の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんほか2名の一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの太陽光発電施設の設置の件は、10月8日付で許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」は

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 1,061㎡ ほか2筆 計3,270㎡
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

相続による所有権移転で、1件となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 幸妻 正浩

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 幸妻 正浩

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇 ほか1名
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*** 畑 ほか2筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから7ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第53号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8ページをお開きください。

議案第53号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和6年9月19日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2, 941㎡ ほか2筆

2番 令和6年9月25日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番**

畑 1, 223㎡ ほか1筆

3番 令和6年9月27日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 458㎡ ほか2筆

4番 令和6年10月1日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 155㎡

5番 令和6年10月21日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番***

畑 1, 036㎡ ほか2筆

申し出のそれぞれの地図について、9ページから25ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し申し出	担当委員	6番 赤澤 克俊	推進委員
	順番委員	8番 加藤 重利	推進委員

2番 売渡し申し出	担当委員	3番 山本 浩司	推進委員
	順番委員	2番 久保田伸博	推進委員

3番 売渡し申し出	担当委員	6番 赤澤 克俊	推進委員
	順番委員	5番 小原 拓也	推進委員

4番 売渡し及び貸渡し申し出	担当委員	1番 宮越 美秋	推進委員
	順番委員	8番 加藤 重利	推進委員

5番 貸渡し申し出	担当委員	5番 小原 拓也	推進委員
	順番委員	7番 坂本 幸	推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26ページをお開きください。

議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転、有償

所在 大字〇〇字〇〇****番***

登記地目 原野 現況地目 田 面積 2,955㎡

渡人 〇〇〇〇

受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

8番委員の代理で6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、3条の有償移転です。

今年の1月に、あっせん売渡し申し出のありました農地のうちの1筆で、これまでも〇〇〇〇さんが相対で耕作されていましたが、〇〇〇〇さんから田を買ってもらえないかと相談があり、話がまとまりましたので、今回の申請になりました。

場所は、28ページを御覧ください。

中央に流れているのが〇〇川で、北側に〇〇線が通っています。その間に〇〇がありますが、この〇〇から少し東に行った所に〇〇橋があり、この橋を渡って堤防を下り、150mほど行った左側に申請地はあります。

29ページに字図が付いておりますが、現地は申請地の****番***と****番**、****番**の3筆が1枚になっており、3筆とも〇〇〇〇さんが耕作されています。

〇〇〇〇さんは、〇〇で〇〇を中心に水稻を栽培される農業者です。

田植えと稲刈り時には、息子さんたちが帰って来て、手伝いをされているようなので、当面は農業をされる予定です。

売買価格は、10a当たり〇〇〇〇円です。御審議よろしく申し上げます。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

この字図ですけど、この真ん中の所は用水路が入っています。ここから水を取るようになっておりますので、そこだけ付け加えたいと思っております。

他は永友薫委員の説明に、なんら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、30 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26 ページにお戻りください。

2 番 所有権移転、有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 816 m² ほか1筆 計2, 587 m²

渡人 〇〇〇〇

受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5番]

はい。5番、説明します。

農地法第3条による、有償での所有権移転の許可申請案件になります。

渡人、〇〇〇〇さんから受人、〇〇〇〇さんへ、〇〇〇〇さんの規模拡大のための譲渡になるそうです。

所在地は、〇〇字〇〇****番*と同****番*の2筆、合計2,587㎡となります。

32ページを参照していただきますと、〇〇橋を渡りまして県道の〇〇線の坂を上り切った所200mほど行きますと、左に東方向に曲がる脇道があります。そこを直進しますと、ちょうど〇〇さんの〇〇が見えてきますが、それを通り過ぎまして、どん突きの場所が当該地になります。

33ページを参照していただきますと、ちょうどどん突きの角に空き家がありまして、その南側隣接地の2枚が当該地となっております。32ページでわかるとおり、〇〇さんの道路反対側、南側の赤斜線の部分が該当しています。

現状はきれいにロータリーがかけられており、境界もきちんと確定しております。なんら問題はないものと思われまます。

売渡し対価ですが、****番*が〇〇〇〇円、同*番が〇〇〇〇円となっております。以上、御審議のほどお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番。

松井委員の説明に、なんら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、34ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26ページにお戻りください。
3番 所有権移転、有償
所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 77㎡
渡人 〇〇〇〇
受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、それでは説明いたします。
26ページの詳細につきましては、事務局の言われたとおりであります。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの売買ということなのですが、申請地は36ページを見てください。
よく行っていると思うのですが、〇〇の南東およそ100mの距離にこの畑がございます。
現況は、仕切りがなく、オクラ等の野菜を植えてあったところだろうと思いません。
受人の〇〇〇〇さんは、10数年前に御主人を亡くされておりますが、現在娘夫婦と水稲とかハウスきゅうり、甘藷などを共同経営されておりました、母屋の隣に娘夫婦の家もただいま建設中でありまして、今回規模拡大のための購入であります。
申請地と自宅との距離は、約30mでございます。
価格は〇〇〇〇円となっております。

取得する農地の周囲は田や畑でありまして、本件農地取得後も、周辺農業者への迷惑を掛けないように、営農に取り組むということでございます。御審議よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、2 番。

上野委員の報告に、なんら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、38 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。39 ページをお開きください。

議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 畑 208㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、貸駐車場用地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

ただいま事務局から説明があった、資料41ページを御覧ください。

真ん中に縦に走るのが国道10号線で、〇〇の道を挟んで北隣の208㎡の畑が申請地です。

申請地の転用の目的ですが、譲受人、〇〇〇〇さんは現在会社役員をしており、将来の更なる収入の安定を考え、駐車場経営を考えており、申請地は国道沿いで近隣にアパートや事業所などがあり、需要が見込めるため、申請地を駐車場として利用していきたいとのことです。

資料43ページを御覧ください。

申請地には、7台分の駐車スペースを設けます。

進入路は南西側になり、アスファルトを全面に敷き、ラインを引いて区割りを行います。

転用にあたり生ずる、付近の土地作物家畜等への被害防除施設の概要としましては、西側及び南側の既存のブロックを利用し、また申請地の北側、東側については、新たにブロックを新設し土砂の流出のないようにします。

雨水に関しては、申請地の南側に浸透枡を設け、自然浸透させます。

排水については、発生いたしません。

万が一被害が生じた際は、当方にて責任を持って対処しますとのことです。

この案件は9月の現地調査で、申請地の既存のブロックが壊され造成されていたことがわかり、事務局が行政書士に確認し、始末書が提出されています。始末書によりますと、譲受人、〇〇〇〇氏は譲渡人、〇〇〇〇さんと申請地の売買契約を締結した際、草刈等の申請地の管理を委託されていました。申請地の隣は、9月の総会の5条案件で上がった貸店舗用の申請地の造成工事を、〇〇〇〇氏

が代表を務める〇〇が行っており、9月初旬に申請地の草が伸びていたため、従業員に削り取るよう指示をしたところ、9月14日に申請地の表土を削る作業をする際、東側ブロックを不注意で壊してしまい、その際、〇〇〇氏が立ち会っていなかったため、現場の判断でそのままでは危険と判断し、ブロックを撤去、また、表土を削り過ぎたため新たに土を入れ、申請地と申請地以外を区別できるように、オレンジネットで囲いをしたということです。

また、譲受人、〇〇〇氏が代表を務める〇〇からも、同様の理由で始末書が出されております。

また、代理人の〇〇〇〇行政書士からも始末書が提出され、譲受人、〇〇〇〇氏から報告があったのが、9月の定例総会の申請締め切りが、締め切り後だったため、当農業委員会に報告をしていなかったとの釈明のお詫びが書かれていました。

次に資金調達について計画ですが、土地代金は〇〇〇〇円、その他、造成アスファルト工事を含め〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。すべて自己資金で行います。

事前着工に対しては、始末書が添付されておりました。

ここまでの前回の総会で審議を図れる予定でしたが、ご存じのように申請地の隣の工事で使用される浄化用タンクが無断で置かれており、違法状態であることが発覚、撤去後改めて申請していただくということで、今日の審議となりました。タンクもその後すぐに撤去されており、計画について問題ないと思われま。以上、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

案件につきまして、40ページから42ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

43ページは、土地利用計画図を付けております。

雨水排水処理、土砂流出防止策については、橋口委員の説明のとおりです。

資金については、金融機関の通帳の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件につきましては、譲渡人が久保田伸博推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。39ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
登記地目・現況 田 99㎡

所有権移転です。

譲渡人 久保田 伸博

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、建売住宅建築2棟です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、それでは説明いたします。

39ページの2番につきましては、ただいま事務局の説明があったとおりでございます。

申請地につきましては、45ページを見てください。

縦に見ていただきますと、縦に走っているのが国道10号線です。〇〇というのが真ん中辺にあります、その反対側、現在〇〇の店が建っております。そこから約30m入った所にあります。三角地になります。

現在は、草が刈ってありましたが、耕作はされておりました。

47ページを見ていただきますと、字図が示してありますけども、これはちょっと見にくいのですが、46ページの字図が下にくっつくようになります。ちょっと字図が変なのですが、今回の申請地と隣接する****番と****番の3筆またがって、48ページを見ていただきますと、2棟家が建っておりますが、建売を2棟、〇〇〇〇が建てられるという計画だそうです。

土地の購入価格は〇〇〇〇円ということで、建築費を含めまして土地購入費から全て〇〇〇〇円程度かかりますが、すべて自己資金で残高証明が添付されているということでございます。

雨水は集水桝で集水して地下浸透させ、生活排水は公共下水道へ接続します。

申請地の周囲はコンクリートブロック塀で区画し、隣接地の土砂流出を防止いたします。

なお、小丸川土地改良区受益地外であるということは確認済みであります。

以上、説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

上野委員も言われたとおり、隣接する宅地と一緒に建売住宅を建築したいということです。

汚水排水処理、土砂流出防止策については、上野委員の説明のとおりです。

資金についても、金融機関の残高証明の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。39ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 雑種地 449㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は宅地分譲地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、それでは説明させていただきます。

39ページの3番については、ただいま事務局の説明があったとおりであります。

早速、申請地を見ていただきますと、50ページを見てください。〇〇の〇〇の所から東に約100m進んだ所で、目の前に〇〇の旧の出荷場がありました。今回の申請地は、道沿いにある〇〇さんの家のちょうど北側にある土地で、道からよく見えませんが、既に埋め立ててあり、現在の所有者から始末書が添付してありました。

今回は譲受人が事業拡大として、宅地分譲としての土地購入でありまして、すぐに家を建てる予定ではないということでございます。

土地の購入費は〇〇〇〇円で、㎡当たり大体〇〇〇〇円ぐらいになります。

雨水は地下浸透と設置済の柵を利用して、北側都市下水に合流いたします。

生活雑排水は、今回は発生しません。

土砂流出については、既存境界にブロック塀が設置してありますので、土砂流出の恐れはございません。

当該申請地は、小丸川土地改良区の受益地外であるということを確認しております。

また、下水道に接続する工事については、高鍋町上下水道課と協議済であります。

心配するのは、〇〇さんの所の右側51ページを見ていただきますと、進入路

が****番*となっております。これは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義になっておりまして、〇〇〇〇さんの分だけを今回譲受けると、いうことをございまして、共有名義だということです。これは後で揉めるのではないかなと思っております。

それとこの進入路が果たして建築基準法どおり4m以上あるのかなという気がしたのですが、あるということによろしいでしょうか。

[事務局]

はい、確認しております。

[3番]

はい、わかりました。以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画区域で、用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

上野委員も言われたとおり、申請地は埋め立てられております。南側の〇〇の倉庫の方の道路と同じ高さで、既に埋め立てられております。

始末書によりますと、昭和56年にこの農地を分筆がされているのですけれども、その際に宅地用に埋め立てをしていたということで、当時の所有者である譲渡人の〇〇〇〇さんのお兄さんは既に亡くなられており、埋め立てた経緯がわからないということです。現在は譲渡人の〇〇〇〇さんが相続をされておりますが、現在、県外に住んでおり、土地の状況を詳しく把握しておらず、結果的に農地法違反をして、誠に申しわけございませんということが書いてありました。

申請について、49ページから51ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

51ページの字図を御覧ください。

申請地****番*と書いてあるすぐ下に線が引いてあるのですけれども、これは行政書士が、ここが申請地ですよということで線を入れております。なので境界の線ではなく、目印の線というふうに見てください。

雨水排水処理、土砂流出防止策につきましては、上野委員の説明のとおりです。譲受人は、現在のこの土地をそのまま宅地分譲地とする計画で、新規工事はご

ございません。

資金については、土地代のみ自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第56号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番と2番の2件の案件につきましては、譲受人が幸妻正浩委員、本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員はこの案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は退室をお願いします。

【幸妻正浩委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、53ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか2筆 計1,959㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 幸妻 正浩

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから幸妻正浩さんへの有償移転です。

幸妻さんは、認定農業者でトマト、加工甘藷、加工米等の栽培をされています。

申請地は、〇〇地区の〇〇から南へ100mほど行った水田になります。

現地を確認したところ、耕運してありましたが、時間が経っているため草が茂っていました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 計1, 233㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 幸妻 正浩

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから幸妻正浩さんへの有償移転です。

幸妻さんは、認定農業者でトマト、加工甘藷、加工米等も栽培をされております。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ500mほど行った農地です。

現地を確認したところ、幸妻さんのハウスが建っていました。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、54ページになります。
3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 計2,538㎡
譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。
〇〇〇〇さんは認定農業者でみかん、ミニトマト等の栽培をされています。
申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ1,000mほど行った農地です。
現地を確認したところ耕運してありましたが、時間が経っているため草が茂ってました。
価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか7筆 計30,203㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

なお、譲受人の〇〇〇〇につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地の受け手としての要件を満たしていることを確認しております。

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、売買所有権移転です。

〇〇〇〇さんは、〇〇内に住所を置く法人で甘藷、飼料米、WCSなどの生産をされている認定農業者です。

申請地は、〇〇から直線で東へ700mほど進んで、突き当りに〇〇の〇〇があるのですが、それを左に100mぐらい行った所の農地です。

全部で8筆ありますが、****番*から*番までが7,649㎡です。その東隣に****番*で4,663㎡の畑があります。

もう1か所が、それから東の方に進んで〇〇に下りる坂があるのですが、坂の途中に左カーブになっている所から、あぜ道みたいな砂利が入っている一本道をずっと進んで行くと、農地があります。そこが*****番*で774㎡。****番*と*****番*で17,117㎡の畑があります。全部で30,203㎡です。

現地は確認したところ、草が生えていました。〇〇農家さんだったので、まだ〇〇を抜いたばかりで、ちょっと草がちらほら生えていました。

また、堆肥もどちらもこずんであります。

売買価格は〇〇〇〇円ということです。

それと最後に補足として、昔は、〇〇からも行けたのですが、現地確認に行ったところ、通行止めというか木が覆われて道が無くなっていました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 計3,704㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇の南側を進むと、〇〇〇〇さんのハウスがございます。その前の小さい道の農道を進むと、大きな農道に出ます。それをずっと行くと、〇〇の出荷場に行く道になります。その出た道を80mほど行った左側に、今回の〇〇〇〇さんの苗場のハウスが2棟建っているのですけれども、そこを拠点に申請地を説明したいと思います。

〇〇の****番*とその下の****番*は、その苗場のハウスから北の方に、ちょっと農道に戻るような感じになるのですけれども、30mほど北側に行った所がございます。

2筆になっていますけれども、実質は1枚になっておりました。

きれいに耕運されていました。

それと3番目の〇〇の****番*と****番*は、その苗場ハウスのすぐ南側、横にございました。ここも2筆ですけども1枚にされていました。

ここもきれいに耕運がされていました。

最後の〇〇の****番*は、先ほどの広い農道を〇〇の方に70mほど行った、道路沿いの右側にございました。

こちらもきれいに耕運がされていました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻、WCSなどを栽培される認定農業者でございます。

対価は3,704㎡に対して〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、受人が幸妻正浩委員、本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

【幸妻正浩委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、56ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 計1, 985㎡
渡人 ○○○○ ほか1名
受人 幸妻 正浩

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

○○○○さんと○○○○さんから、幸妻さんへの農地中間管理事業での利用
権設定です。

申請地は、○○地区の○○から西へ500mほど行った農地です。

耕作者は幸妻さんです。

現地を確認したところ、耕運してありましたが、時間が経っているため、草が
茂っていました。

借賃は反当り○○○○円で、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

次の2番の案件につきましては、受人が私、坂元洋子の配偶者に関する案件で
ありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員
会会議規則第11条の規定により、私は、この案件に関する議事に参与するこ
とができません。

つきましては、次の2番の案件について、議長を私以外の委員の中から互選す
る必要があります。

互選とは、相互に選挙することでありますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

上野光正委員を指名したいと思います。

ただいま議長が指名しました、上野光正委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、上野光正委員が議長に当選されました。

ここで議長を交代します。

暫時休憩いたします。

【上野光正委員 議長席へ移動】

[議長]

それでは再開いたします。よろしいでしょうか。

坂元洋子委員は、退席をお願いいたします。

【坂元洋子委員 退室】

それでは2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

畑 3,000㎡

渡人 〇〇〇〇

受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

それでは推進委員5番、説明をお願いいたします。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは甘藷、人参、里芋を生産される認定農業者です。

農地が〇〇線の〇〇から東に行って、〇〇の東側の畑になります。

1 枚が 5 反なのですが、もともと 2 反ぐらいを〇〇〇〇さんが栽培されて、残りの半分を〇〇〇〇さんが借りるような状態です。

期間は 10 年で、1 反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま事務局それから担当推進委員の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

それでは質問も何もないようですので、採決をいたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

全員、賛成と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

坂元洋子委員は席へお戻りください。

【坂元洋子委員 入室】

これで私の議長の職を終わりたいと思いますので、議長を交代いたします。
暫時休憩といたします。

【上野光正委員 自席へ移動】

[議長]

再開いたします。

次の 3 番から 9 番まで 7 件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 計2,405㎡
渡人 〇〇〇〇
受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間による賃貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、千切り大根、飼料作物などを生産されています。

申請地は〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇川に架かる〇〇橋があります。橋のすぐ手前を幅員2mほどの農道が南東に走っています。そこを100mほどの右側の2筆で2,405㎡の田んぼです。

現地は、雑草が伸びていました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。57ページになります。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 2,385㎡
渡人 〇〇〇〇
受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、農地中間による賃貸借の契約です。

申請地は〇〇橋から南東に300mほどの右側の1筆で2,385㎡の田んぼです。右側は水路があり、その上は山です。

現地は、雑草が伸びていました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 911㎡

渡人 〇〇〇〇

受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、農地中間による賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇橋から200mほどのところの、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの田んぼの間に挟まる911㎡の田んぼです。

期間は5年ですが、現地は荒れ地であり整備を行うため、1年間は賃料は発生していませんとのことでした。以上です。

[事務局]

使用貸借で、賃料〇〇〇〇円で1年間の契約をここではまずします。

[推進委員7番]

1年間は、お金が要らないということじゃないのですか。

[事務局]

ここの契約は、1年間の使用貸借の契約です。

[推進委員 7 番]

はい、わかりました。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか3筆 計6, 323㎡
渡人 〇〇〇〇
受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、公社を介しての賃貸借の契約です。

申請地は、これまでの申請地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの真ん中にある4筆、6, 323㎡です。

田んぼですが、この契約により以前にお世話した農地が一つに繋がりました。

期間は5年で、年間10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、58ページになります。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか13筆 計8, 384㎡
渡人 〇〇〇〇
受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ500mほど行った農地です。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、耕運してありましたが、時間が経っているため、草が茂っていました。

借賃は反当たり〇〇〇〇円で、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番***

田 ほか11筆 計3,446.05㎡

渡人 〇〇〇〇

受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を通して、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、加工馬鈴薯、飼料作物を生産されている認定農業者です。

場所は、〇〇の〇〇から〇〇の方に向かい、坂を下り終わった所を左折したら、右手に田んぼが広がっているのですが、200m行った右側の奥にある田んぼが申請地です。

まだ〇〇が植わってありました。

反当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、60ページになります。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

畑 ほか1筆 計3,732㎡

渡人 〇〇〇〇 ほか1名

受人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業による利用権設定です。

〇〇〇〇さんはキャベツ、白菜、水稻などを生産される認定農業者です。

申請地は、県道〇〇線を〇〇から〇〇方面へ進み上っていくと、右手に住宅が出てきます。その手前を右折してすぐ右折、道なりに進み1つ目のT字路を左折し、右手2つ目の農地が1つと、また、県道〇〇線に戻って、その住宅を過ぎまして、2、30m行くと〇〇が設置されています。その道路を挟んで反対側の農地になります。

現地を確認したところ、1つ目の農地はキャベツが植えてありました。2つ目の農地は耕運してある状態でした。

期間は5年で、借賃は10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

3番から9番まで7件の案件について、一括して採決することといたします。

3番から9番まで7件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番から9番まで、7件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和6年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時18分)